

北秋田市介護サービス事業者
募集要項

令和元年 5 月

北秋田市健康福祉部高齢福祉課

北秋田市介護サービス事業者募集要項

本要項は、『北秋田市高齢者福祉・第7期介護保険事業計画』に基づき、介護サービス事業所の整備・運営する事業者の募集について必要な事項を定めたものです。

1 整備予定事業所

整備予定の介護サービス事業所は以下のとおりです。

整備地区	サービス種別	整備定員	整備区分
市内全域	短期入所生活介護（予防含む）	20人	新設／増設

（注1）単独型／併設型、個室／多床室／ユニット型の別は問いません。

（注2）共生型及び基準該当型は除きます。

2 事業所の整備方針

- ①事業所の開設時期は、令和3年3月1日までとします。また、事業所開設の2ヶ月前までに介護サービス事業所の指定申請をしてください。
- ②事業者の選定においては、市内法人及び市内で介護サービス事業を行っている者を優先します。
- ③事業所の整備にあたっては、北秋田市からの補助金はありません。

3 遵守事項

応募者は、事業を実施する際には、介護保険法、老人福祉法、その他整備・運営に係る関連法令を遵守することを条件とします。

4 応募書類の入手方法について

応募書類は、市ホームページからダウンロードしてください。

5 応募資格

- ①法人であること。
- ②応募者と事業実施者は同一であること。
- ③確実な事業運営を行うための十分な経済基盤、事業に対する知識・経験を有するものであること。
- ④法人の代表者、役員及び管理者が下記の事項に該当しないこと。
 - （1）法律行為を行う能力を有しない者

- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 会社更生法、民事再生法による手続を行っている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団又はその利益となる活動を行う者
- (5) 市税等を滞納している者

6 提出書類

提出書類、提出期限及び提出部数は、次のとおりとします。ただし、定めに無いものであっても、審査上必要と認められる書類等がある場合は、市は応募者に対してその提出を求めることがあります。

① 提出書類

- ・ 介護サービス事業所整備計画書（市指定様式）
- ・ 建設予定位置図（任意様式）
- ・ 建物の平面図、求積図（内法面積）
（正式な設計図書等のものでなくてもよいが、居室等の配置・床面積等が図面上で確認できるものを提出すること）
- ・ 建設予定地の全部事項証明書（原本、提出日の3ヶ月以内に発行）
- ・ 既存建物を活用する場合は、建物の全部事項証明書（原本、提出日の3ヶ月以内に発行）。
- ・ 法人の全部事項証明書（原本、提出日の3ヶ月以内に発行）
- ・ 土地、建物を借用する場合は、使用に関する確約書
- ・ 法人の定款
- ・ 最新の決算書類（貸借対照表、損益計算書、財産目録）
（新規法人の場合は概算見込）

②受付開始：令和元年6月 1日

③受付終了：令和元年7月31日 必着

④提出部数：①の書類を各2部（正本1部、副本（複製）1部）

提出書類はA4サイズを基本とします。平面図等でA3サイズ等になる場合は、A4サイズに折り畳んでください。電子データによる提出は不可とします。

⑤当該事業所以外の施設（有料老人ホーム等）も併せて整備を検討されている場合は、その旨を計画書内に記載してください。

⑥受付終了日以降の提出書類の差替えは認めません。

7 提出書類の取扱い

提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとします。また、審査を行うために複製する場合があります。

8 審査及び決定

事業者の審査選考は、北秋田市高齢者福祉事業運営委員会（9月上旬開催予定）において行います。同委員会では、提出書類の審査及び必要に応じて個別ヒアリングや現地確認を行い、別に定める審査基準により総合的に審査・協議の上、事業者を選考し、市長に報告し、最終的に市長が事業者を決定します。

9 選定結果の通知

選定結果については、事業者決定後10日以内に全応募者に通知します。選定経過についての問い合わせには応じないものとします。市長が決定した事業者については、選定結果を市ホームページ等で公表します。また、北秋田市情報公開条例(平成17年北秋田市条例第15号)に基づく開示請求があった場合は、同条例により取り扱うものとします。

10 決定後の取扱い

決定された事業者は、**応募した内容に沿って**計画を進めてください。

- ①速やかに整備に着手し、事業開始の2ヶ月前までに介護サービス事業所の指定申請をしてください。
- ②当該決定は、介護サービス事業所の指定を確約するものではありません。
- ③指定申請時に基準を満たさない場合は、決定を取り消すことがあります。
- ④事業者決定に係る権利は、譲渡できません。
- ⑥事業計画に変更が生じた場合は、速やかに市に連絡してください。決定後の計画変更は、認められない場合や決定を取り消す場合がありますので、**実現性の高い計画を策定**してください。

11 応募者がいない場合の取扱い

受付終了日時までに応募者がいない場合は、再度募集を行います。二次募集の期間については、後日、市ホームページ等で周知します。

12 費用の負担について

提出書類の作成に要するすべての費用は、応募者の自己負担とします。

13 審査の打ち切り、決定の取り消し

次に掲げるいずれかに該当した場合には、審査の打ち切りや決定を取り消す場合があります。

- ①提出書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
- ②事業計画を大幅に変更した場合（資金計画、定員、建設場所、竣工日等）
- ③市民の疑惑や不信を招くような行為をした場合

- ④事業決定の採否の働きかけを行う等の目的で市職員等に接触した場合
- ⑤募集要件や遵守事項を満たさない場合
- ⑥必要な許認可を取得できない場合

14 整備計画の中止

決定の取り消し等により整備計画が中止となった場合は、整備予定を翌年度以降又は第8期計画以降とします。

15 書類の提出先・問合せ先

〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号
北秋田市健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係
Tel : 0186-62-1112 Fax : 0186-62-4296
E-mail : kaigo@city.kitaakita.akita.jp

問合せは、所定の質問票により Fax またはメールでの対応とします。電話、口頭での質問はご遠慮ください。

※ 質問受付期間：令和元年6月10日～令和元年7月19日

質問等に関して応募者全員に周知すべき内容と判断した場合は、市ホームページへ掲載します。募集要項及び指定基準等を十分に熟読した上で、質問してください。応募者に関する情報等に関しては回答しません。